

氷見市指令環第136号

氷見市鞍川1383番地
株式会社アムテック

一般廃棄物処分業許可証

令和6年9月6日付けで申請のあった一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

令和6年9月17日

複製
不許可

氷見市長 林 正 之



- | | | |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、木くず） |
| 2 | 処分（最終処分を除く。）
又は最終処分の別 | 中間処理 |
| 3 | 処分の方法 | 選別
破碎
破碎・造粒
選別・圧縮
破碎・選別
破碎・減容 |
| 4 | 処理施設等の種類、能力
及び設置場所 | 申請書別紙1のとおり |
| 5 | 許可の有効期間 | 令和6年10月1日から
令和8年9月30日まで |
| 6 | 許可の条件 | (1) 法令及び氷見市住みよい環境づくり条例等を遵守すること。
(2) その他市長が生活環境の保全上必要と認めてその都度指示する事項を遵守すること。 |